

ジャパンデスクニュースレター (2-1/1)

KPMGハンガリー
2026年1月

EU関税一時停止措置・関税割当枠（クオータ）の申請提出期限が迫っています：
該当の可能性のある物品をEUへ輸入する企業は、2026年3月2日までに申請することが推奨されます。



Zsolt Srankó

Partner, Head of Tax&Legal Advisory
Zsolt.Sranko@kpmg.hu



Péntek, Kristóf

Assistant Manager, Tax&Legal Advisory
Kristof.Pentek@kpmg.hu

1. 関税一時停止措置とは？

EU関税法は、EU域内で生産されておらず、輸入によらなければ入手することができないEU域内の生産活動に使用される原材料や部品に対して輸入関税の減免を適用することを認めています。この法的措置は、EU域内に所在する製造業のEU市場で入手できない原材料、部品の調達コストを軽減し、それらの入手可能性を確保することにより支援することを目的としています。

2. 関税割当枠（クオータ）とは？

EU域内に生産者がおり、入手可能だが十分な数量がない物品については、関税割当枠を申請することができます。これにより、EU全体で一定数量に至るまでは関税率の減免を受けることが可能です。（減免枠の消化状況は専用ポータルサイトにより参照が可能です。）

3. どうすれば関税一時停止措置および／または関税割当枠（クオータ）を活用できますか？

既に他の輸入者が関税一時停止措置または関税割当枠（クオータ）を申請し承認を得ている物品については、当局のリストに記載されており、同一の物品を輸入する事業者は活用することができます。輸入する物品がリストに記載されていないが、欧州域内で生産されていない、あるいは、十分な数量がない場合には、申請を行い、承認されれば、関税の減免により、輸入者はコスト削減と流動性向上のメリットを得ることができます。申請には、以下の内容を周到に含める必要があります。

- 対象物品とその用途に関する正確な説明
- 物品がEU市場で入手できない、または数量が限られていることを示す情報

申請が承認された場合、関税一時停止は5年間認められますが、個々の関税割当枠は毎年、域内の生産量、需要をベースに見直しが行われます。申請の承認プロセスは複雑であり、各国の外務貿易省および欧州委員会との綿密な協議が必要です。2026年3月2日までに申請を行い、承認された場合には、2027年1月から減免を享受することができます。該当可能性がある場合には、期日までに申請を行うべく検討を開始することが推奨されます。

4. KPMGの支援内容

KPMGの専門家は、関税一時停止措置または関税割当枠（クオータ）の適用可能性を評価し、申請および当局とのコミュニケーションを支援いたします。

KPMGハンガリー 日本企業部門の問い合わせ先

KPMGハンガリー ジャパンデスク ウェブページ:

[ハンガリーにおけるKPMGグローバル日本プラクティス - KPMG Hungary](#)



野村 雅士

KPMGハンガリー
ジャパンデスク ディレクター
T: +48 604 496 342
E: mnomura1@kpmg.pl